

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

| | | |
|---|-------------|---|
| ○ 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則 | （国保医療課） | 一 |
| ○ 沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 | （農林水産経営支援課） | 一 |
| ○ 林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 | （ 同 ） | 一 |
| ○ 特定計量器の定期検査の実施 | （産業立地推進課） | 二 |
| ○ 認証食品の認証 | （食産業振興課） | 二 |
| ○ 飼料試験結果の公表 | （畜産課） | 二 |
| ○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧 | （農村整備課） | 三 |
| ○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 | （水産業振興課） | 三 |
| ○ 建設業許可の取消し | （事業管理課） | 三 |
| ○ 都市計画の変更 | （都市計画課） | 三 |
| ○ 復興整備計画に記載された都市計画の変更（三件） | （ 同 ） | 四 |
| ○ 土地改良区の定款変更の認可 | （東部地方振興事務所） | 五 |
| ○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 | （水産業振興課） | 五 |
| ○ 政治団体の届出 | 選挙管理委員会 | 七 |
| ○ 政治団体の届出事項の異動届 | | 七 |

規 則

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則（平成十七年宮城県規則第百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十二号

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年宮城県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第六条第二号中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

別表第一号の表一の項から七の項までの規定中「第十三条第二項」を「第十四条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年宮城県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百九十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 実施年月日 | 実施 区域 | 検査受付時間 | 実施の場所 |
|-------------|-----------------|--------------|--------------|
| 平成二十四年十一月五日 | 岩 沼 市 中 央 | 午前十時から午後三時まで | 岩沼市旧勤労青少年ホーム |
| 同 十一月六日 | 岩 沼 市 玉 浦 ・ 千 貫 | 午前十時から午後三時まで | 岩沼市旧勤労青少年ホーム |

栄養成分に関する検査

平成24年6月収去

| 製造事業場等の名称及び所在地 | 収 去 場 所 | 飼 料 の 名 称 | 製 造 年 月 (輸入) | 試 験 結 果 の 概 要 | | | | | | | | | | 違反の内容 | | | |
|--------------------------|---------|----------------|--------------|---------------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|---------|-------|---------|-------|-------------|------------|---|
| | | | | 粗たん白質 % | 粗脂肪 % | カルシウム % | リン % | 粗繊維 % | 粗灰分 % | 揮発性窒素 % | 水溶性窒素 % | 消化率 % | T D N % | | M E kcal/kg | その他 の検査 | |
| 清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市 | 同左 | 和牛繁殖用 | H24. 6 | 15. 5 | 2. 9 | 0. 45 | 0. 49 | 7. 0 | 7. 2 | | | | | | | | 無 |
| 伊藤忠飼料株式会社 石巻工場 石巻市 | 同左 | 和牛肥育用飼料ばく 麦 | H24. 6 | 13. 6 | 3. 1 | 0. 24 | 0. 39 | 4. 6 | 3. 4 | | | | | | | | 無 |
| ITOUCHU すこやか クナイ | 同左 | | H24. 6 | 27. 9 | 21. 0 | 0. 89 | 0. 66 | 0. 6 | 7. 2 | | | | | | | | 無 |

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「㊟」を付けている。

○宮城県告示第六百九十九号
宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。
平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

| 認証番号 | 品 目 | 申請者の氏名 又は名称 | 製造業者の名称 又は屋号 | 製造所等の所在地 |
|----------|--------------|----------------|-----------------|-----------------------|
| 百六十 四 | しそ巻き (みそ) | 内藤千鶴子 | ないとうファーム | 遠田郡美里町北浦字浅野栄治 前九十一 |

二 認証年月日

平成二十四年九月六日

○宮城県告示七百号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十四年六月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。
平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業中沖地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年九月二十一日から平成二十四年十月二十二日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第七百一十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、仙台市加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百一十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年九月五日

二 商号又は名称等

| | | | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|--|---|-----------------------------------|
| 株式会社サトー ホーム 佐藤 貞吉 | 株式会社東北工 業 有限会社東北工 業 阿部 和行 | 株式会社イース ト アクティス株式 会社 阿部 和広 | 株式会社アーキ トレーヴ橋本 橋本 琢也 | 株式会社ISH L I I S T E E 石井 博満 |
| 仙台市宮城野区小田原 一丁目九・二十五・五 〇五 | 仙台市若林区大和町三 丁目十二・十三・四〇 七 | 刈田郡蔵王町宮字町五 十九 | 仙台市泉区実沢字清水 田屋敷一・二 十五号 | 多賀城市八幡四丁目七 三・七十九橋沼ビル二〇 三 |
| 般、十九千七百 十八号 | 般、二十三 千四百五十二号 | 般、二十三 千七百七十七 百九十八号 | 般、十九 千八百五 十五号 | 般、二十二 千八百八 百六十号 |
| 全部廃業 建築工事業 | 全部廃業 機械器具設置工事業 | 一部廃業 一般建設業 大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業 | 一部廃業 一般建設業 大工工事業 屋根工事業 タイイル・れんが、 ブロック工事業 | 一部廃業 一般建設業 鋼構造物工事業 |
| 平成二十四年 八月十五日 | 平成二十四年 八月十日 | 平成二十四年 八月六日 | 平成二十四年 八月一日 | 平成二十四年 八月九日 |

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七百一十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・五・百九十号植松田高線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

名取市小山一丁目及び飯野坂四丁目の各一部

2 廃止する部分

名取市小山一丁目及び飯野坂四丁目の各一部

○宮城県告示第七百五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、

石巻広域都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項が記載された女川町復興整備計画が公表さ

れ、次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。

なお、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第

二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆

の縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・二百二号女川海岸線

三・五・二百三号浦宿女川線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

女川町浦宿浜字小屋ノ口、同字十二神、鷲神浜字荒立、同字斉ノ神、同字洗、同字内山、同字

鷲神、同字堀切、同字大道、同字向、女川浜字女川、同字大原、宮ヶ崎字川尻、同字宮ヶ崎、石

浜字高森、同字崎山、桜ヶ丘、寿町及び黄金町の各一部

2 廃止する部分

なし

○宮城県告示第七百六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、

気仙沼都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項が記載された気仙沼市復興整備計画が公表さ

れ、次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。

なお、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第

二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆

の縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

気仙沼都市計画道路

二 都市計画の変更の種類及び名称

1 変更

(一) 名称 三・四・四号片浜鹿折線

(二) 追加する部分

気仙沼市魚町三丁目、魚浜町、浜町一丁目、新浜町一丁目、新浜町二丁目、中みなと町及び

西みなと町の各一部

(三) 廃止する部分

なし

2 廃止 名称 三・四・二号鹿折駅浜線

三・六・十七号蔵底浪板線

○宮城県告示第七百七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、

志津川都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項が記載された南三陸町復興整備計画が公表さ

れ、次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。

なお、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第

二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆

の縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

志津川都市計画道路
二 都市計画の変更の種別及び名称

1 変更

(一) 名称 三・四・一号水尻橋新井田線、三・四・二号五日町御前下線及び三・六・三号汐見田尻畑線

(二) 追加する部分

南三陸町志津川字汐見町、同字五日町、同字十日町、同字上の山、同字天王前、同字城場、同字天王山、同字新井田、同字助作、同字廻館前、同字廻館、同字御前下、同字塩入、同字田尻畑及び同字竹川原の各一部

(三) 廃止する部分

南三陸町志津川字汐見町、同字塩入、同字南町、同字十日町、同字天王前、同字天王山、同字廻館前、同字御前下、同字竹川原、同字田尻畑及び同字下保呂毛の各一部

2 廃止

名称 三・四・三号駅前みなと線及び三・五・四号松原大森線

○宮城県告示第七百八号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十四年九月十日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年九月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大内 仁

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 工事名 宮城県漁業調査指導船建造工事
- 2 船種及び数量 第三種漁船 一隻
- 3 工事の仕様等 入札説明書及び建造仕様書による。

4 納入期限 平成二十五年三月二十九日（金）

5 納入場所 石巻市石巻漁港（新漁港）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去十年以内に、漁業資源調査及び海洋観測機器を用いた漁場環境調査、海洋観測等の総合的な海洋調査・研究を目的とする百五十トン以上の漁業調査船又は漁業実習船の建造実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十四年十月十二日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課企画推進班（担当 中家 浩 電話〇二二・二二一・二九三五）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十四年十月十二日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年十月十二日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成二十四年十月二十八日午前九時から平成二十四年十月二十九日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十四年十月二十九日午後五時まで
ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十四年十月三十日午前十時三十分 宮城県行政庁舎 十階一〇〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達契約に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書及び仕様書による。

10 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、宮城県議会の議決を経てからその効力を生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

11 納入期限（平成二十五年三月二十九日）は、工事請負契約を締結した後において、平成二十四年度宮城県一般会計補正予算等が議決されたとき、平成二十六年三月三十一日に変更する。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Fisheries research instruction vessel-1 set

2 Deadline for Bid : Monday, October 29, 2012; 5 : 00 pm

3 Place of Delivery : Ishinomaki Fishing Port, 2-14 Sakana-machi, Ishinomaki City, Miyagi Prefecture

4 Contact Person : Hiroshi Nakae, General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel : 022-211-2935

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十四年九月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

宮城県公認会計士による「秋葉賢也衆議

尾町 雅文 三澤 壮義 仙台市青葉区春日町七・三三二 平成二十四年八月二十一日

院議員を囲む会」

○宮選管告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十四年九月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党利府町支部

代表者の氏名

永野 涉

渡辺 幹雄

平成二十四年八月九日

会計責任者の氏名

羽川 喜富

及川 智善

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党宮城県青年議員連盟

代表者の氏名

佐藤 光樹

中山 耕一

平成二十四年八月九日

会計責任者の氏名

村上 智行

佐々木幸士